

平成28年9月6日
法務省入国管理局
厚生労働省職業安定局
農林水産省経営局

「農業の担い手となる外国人材の就労解禁」の検討状況について（回答）

標記について、下記のとおり回答します。

記

農業分野における外国人の受入れについては、本年3月2日付け国家戦略特別区域諮問会議資料に記載されている「生産性の向上」等の視点及び本年2月5日付けで法務省及び厚生労働省から貴府宛てに提出した「農業支援人材の受入れに係る論点・懸念」等に基づき、三省庁間において検討を続けているところであるが、現時点において具体的な検討状況をお示しできる段階にはない。

なお、「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）等において、外国人材受入れの在り方については、真に必要な分野に着目しつつ、総合的かつ具体的な検討を政府横断的に進めていくこととされているところ、本件については、当該外国人材受入れの在り方に係る政府全体の検討と密接に関連するものであることから、本件検討に関しては慎重に進めるべきものと考えている。

以上